

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十二月十日奈良県指令建第一〇四―一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月七日建第九七一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市岡町一六〇番二、一七五番及び一七六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市岡町一七五

河本雅嗣